部会審議素案の提案イメージ

現行計画	見直し案	備 考
第7章 まちづくりの基本目標	第6章 まちづくりの基本施策	
1. 豊かな人間性をはぐくむまち	基本目標1:豊かな人間性をはぐくむまち	
野洲市のまちづくりの主役は、市民(人)であり、生涯にわたる教育や子育て支援の充実と、一人ひとりの人権を大切にするまちの創造をめざして、「豊かな人間性をはぐくむまち」を基本目標とします。 まちの基盤が整備され、都市として成熟していく野洲市のまちづくりを担うのは、子どもたちです。自ら学び主体的に行動する「生きる力」の育成が求められるなかで、誰もが安心して子どもを生み育てることができる環境を保障するとともに、家庭と地域、学校が一体となって教育に取り組むための環境づくりを進めます。 このため、野洲市がもつ人とひととの豊かなふれあいや自然、文化・風土など地域の資源を生かし、多彩な社会参加、国籍や世代を超えた交流、自然・文化学習やスポーツの機会を提供するとともに、こうした学習機会を通じて、豊かな人間形成をめざします。また、心の豊かさを求める市民の志向や、団塊の世代がセカンドライフ(退職後の生活)において生涯学習に対するニーズを高めることを踏まえ、市民がいつでも気軽に自己実現活動に取り組むことができる環境づくりを進めます。まちづくりの基本理念の1つとして位置づける「人権」については、同和問題をはじめ、障がい者、外国人など、あらゆる人権に関する問題に取り組み、すべての人権が尊重される社会づくり、多文化共生の社会づくりをめざします。また、社会のあらゆる場に男女が対等な立場で参画し、豊かさも責任も共に分かち合える男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。	9。 ○「人権」については、同和問題や男女の不平等をはじめ、障がい者、 外国人など、あらゆる人権に関する問題に取り組み、すべての人権が 尊重される社会づくり、多文化共生の社会づくりをめざします。	基本目標の詳細を箇条書きにして整理。

現行計画 現行計画 現行計画

1. 子育て・子育ち支援の充実

[施策の目標]

■安心して子どもを生み育てられる環境のなかで、次代を担う子どもたちが健全に成長できるまちをめざします。

[基本認識]

- ◆核家族化の進行や近隣関係が希薄化するなかで、妊娠、出産、子育てに不安を抱く家庭が増加しています。ニーズ調査(巻末付属資料参照)の結果では、子育てに関する悩みについては、「安全な遊び場の確保」「出産・子育てにかかる費用」「仕事と子育ての両立」などが上位に上げられています。また、親が子育ての自覚や責任に欠けると思われるケースが見受けられ、育児放棄や虐待につながるケースも増加しています。
- ◆近年、両親が働きながら子どもを育てている家庭が増加してきたことに伴い、子育て世帯の精神的肉体的な負担を軽減するために育児支援対策の充実を図る必要があります。また、保護者の就労形態の変化により、長時間の保育の実施が望まれている現状です。
- ◆今後は、子育てについての男女の固定的な役割分担意識の解消を図り、 子育てにおける男女の負担の偏りを解消する必要があります。
- ◆幼年期における人間形成に、就学前教育・保育機関の果たす役割は重要であり、幼稚園や保育園での教育・保育を充実し、子どもたちがすくすくと育つ環境づくりが必要です。
- ◆第一子を出産する年齢が高年齢化していることなどから、母親の妊娠から出産までの安全を確保する必要が高まっています。また、偏食や朝食を食べないなど子どもの生活習慣にも好ましくないケースがみられるなど、食育の充実や健康づくりの支援を図る必要があります。さらに、乳幼児健診において発達相談に結びつくケースが増えていることなどから、一貫した保健福祉サービスの提供、発育・発達の遅れがみられる子どもや障がいがある子どもと親への適切な支援などが必要です。
- ◆少子化は野洲市においても全国的な傾向を下回るものの、確実に進行しており、健全な子育ちや学校教育、将来の社会保障や地域の活性化にも及ぶ大きな課題です。このため、総合的な子育で支援、次世代育成支援に地域ぐるみで取り組むことにより、安心して子どもを生み育でられる社会づくりを進めていくことが必要です。

<基本目標1:豊な人間性をはぐくむまち>

施策1 子育て・子育ち支援の充実

[施策の目標]

■安心して子どもを生み育てられる環境のなかで、次代を担う子どもたちが、生きる力を培いながら、のびのびと健全に成長できるまちをめざします。

〔基本事業体系〕

 ① 子どもを生み育てる総合的な環境の整備

 ② 子育てを支える地域力の向上

 ③ 子育て世帯の社会参画支援

 ④ 子育ちの支援

 ⑤ 母子保健・療育の充実

 ⑥ 子育てにふさわしい生活環境の整備

① 子どもを生み育てる総合的な環境の整備

将来のまちづくりに大きく影響する少子化は、野洲市においても かったため追加。 大、きな課題です。

〈関連項目〉 (ある場合に記載)

② 親の育児力や子育てを支える地域力の向上

核家族化の進行や、地域社会における近所関係が希薄化するなかで、妊娠・出産・子育てに不安を抱く家庭や、子育てに対する自覚と 責任に欠ける親などが増加しています。

そのため、子育て全般についての相談体制の充実や支援などを進め、親の育児力の向上を図ります。また、子育て家庭の孤立を防ぎ、 地域全体で子育てを支えていく地域力の向上などに努めます。

〈関連項目〉 (ある場合に記載)

③ 子育て世帯の社会参画支援

近年、働きながら子育てをする家庭が増加し、就労形態の多様化と相まって、子育て世帯の精神的・肉体的な負担が問題となっています。 そのため、安心して仕事を続けられ、地域等の多様な活動にも参加

別項目になっている「施策への基本認識」と「施 策の柱(基本事業体系)」が、課題提起〜施策提 案として再編できることから、一本に統合して 整理。

基本認識の「少子化」に対応する施策提案が無かったため追加。

子どもが生まれにくい環境 → 未婚や不妊、 経済的な困窮などを想定

関連項目 → 環境や都市基盤整備など他の目標に関連項目があれば掲示。

親の育児に対する不安や、子育てへの無自覚・ 無責任が、育児放棄や児童虐待の原因にもなっ ていることを想定。

- ◆野洲市には、大規模な公園やのどかな田園地帯などが豊富にあり、自然 にふれあい、のびのびと子育てをするための環境としては比較的恵まれ ているといえます。しかし、ニーズ調査(巻末付属資料参照)の結果に よると、子どもにとっての安全な遊び場が身近なところに少ないと考え る親の意見も見受けられます。また全国各地で、子どもの日常生活を脅 かす凶悪な事件が増加しているなど、子どもの安全についての不安を抱 く社会的要素があり、安心して子育てができる環境の確保が求められて います。
- ◆母子・父子家庭が増加しており、生活の安定確保と子育て支援の重点的 な実施が必要となっています。

〔施策の成果指標〕

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度	
子育て・子育ちについての福祉・支援対策が充実したまちであると思う子育て世帯の割合	38.1%	70%	80%	

「施策の柱 (基本事業体系)〕

(WO) 12 (2-1-1-) (1-1-1-)								
	① 子育てを支える地域力の向上							
	② 子育て世帯の社会参画支援							
子育で・子育ち支援の充実	③ 子育ちの支援							
	④ 母子保健・療育の充実							
	⑤ 子育てにふさわしい生活環境の整備							

[基本事業の内容]

① 子育てを支える地域力の向上

- ・子育てを行う家庭や親の不安の解消に向けて、子育て経験者との情 報交換の機会の提供や、各保育所で子育ての悩みを電話で受け付け る子育てホットラインの実施など、気軽に速やかに相談できる体制 の充実を図ります。
- ・特に、ひとり親家庭への支援に向けて、経済的な支援も含めて、生 活支援や相談事業を充分に実施します。
- ・地域子育て支援センターの機能を充実するとともに、子育て支援を 提供する関係機関との連携を密にし、育児サロンや育児相談などを 通じた親の育児力の向上と育児支援を図ります。
- ・子育て家庭の孤立を防ぎ、地域全体で子育てを支えていくまちをめ ざして、市民のボランティア活動などを支援します。また、地域で の自発的な子育でサークルの活動を促進するため、活動の場の提供 や支援を行うとともに、気軽に参加できるきっかけづくりに努めま す。

できるよう、保育事業や学童保育事業の充実を図るとともに、事業所 保育事業や学童保育事業の充実 → 長時間保 等における子育て支援を促進するための啓発などを行います。

また、子育てについての男女の固定的な役割分担意識の解消を図し、童の解消などを想定。 り、家庭や社会における男女の共同による子育てを促進します。

<関連項目> (ある場合に記載)

④ 子育ちの支援

幼年期における基礎段階の人間形成が果たす役割は重要です。

そのため、就学前教育・保育機関等において基礎的な生活習慣を身し幼保一元化の推進と幼稚園、保育所、子ども園 につけ、集団活動での他人への思いやりや、きまりを守るといった社」などにおける就学前教育・保育の充実により、 会性を習得できるよう、きめ細やかな就学前教育・保育の推進に努め 基礎的な生活習慣や道徳心などを身につけるこ るとともに、幼保一元化の推進などにより就学前教育・保育の充実をしたを想定。 図ります。また、子どもが自立する力をつけていくことができるよう 支援に努めます。

く関連項目> (ある場合に記載)

⑤ 母子保健・療育の充実

婚姻や第一子の出産時期が高年齢化しています。

そのため妊娠から出産までの母体の安全や心理的安定の支援に努し出産する母体の安全、子どもの健全な発育、発 めるとともに、思春期において命のはぐくみや母体の保護に対する認し達障がい等に対する療育体制の充実、思春期に 識を深められるような取り組みを進めます。。

一方、子どもの定期的な健康診査により発育発達の状況を確認し、一点で整理。 疾病の早期発見と早期治療の勧奨を行うとともに、発育・発達の遅れ や障がいがある子どもと親への相談事業や療育体制の充実に努めま す。

また、食育等を通じた親と子の心身の健康づくりの支援に努めま ਰ

〈関連項目〉 (ある場合に記載)

⑥ 子育てにふさわしい生活環境の整備

安全な遊び場の不足や、子どもを狙った凶悪な事件の増加など、子 どもの安全について不安を抱く社会的要素が少なくありません。

そのため、公共施設や公園等において安全な遊び場の確保を図ると ともに、地域社会を中心とした防犯体制の充実を図ります。

また、性や暴力などの氾濫する有害な情報を子どもが入手しないよ うな対策を進めます。

<関連項目> (ある場合に記載)

[関連する主要な計画]

- 第2次男女共同参画行動計画(平成23~27年度)
- 〇 市民活動促進計画
- 〇 地域福祉計画(平成19~25年度)

育や一時預り、幼保の一元化などによる待機児

おける啓発、幼児期の正しい食事習慣などの観

人権・環境・協働の視点による別立ての項目を 削除。各施策の関連項目として整理していく。

本施策に関連する各分野計画と計画期間を提 示。(巻末に各計画概要を掲示)

② 子育て世帯の社会参画支援

- ・子育て中の家庭が、安心して仕事を続けられ、また、地域等における多様な活動に参加できるよう、長時間保育や一時保育などの保育事業や学童保育事業の充実を図るとともに、事業所等における子育て支援への取り組みが促進されるよう啓発を行います。
- ・ファミリーサポートセンター事業を推進し、子育てを担う地域力を 高めることにより、子育てと仕事の両立を支援します。
- ・男女共同参画施策の推進により、子育て世帯の就労や仕事との両立 を支えるとともに、家庭における男女の共同による子育てを促進し ます。

③ 子育ちの支援

- ・人間形成の基礎段階における重要な時期において、基礎的な生活習慣を身につけるとともに、集団活動などの社会性を習得できるよう、個々の乳幼児の特性を尊重してきめ細やかな就学前教育・保育の推進に努めます。
- ・地域住民とのふれあいのなかで、子どもが自立する力をつけていく ことができるよう、家庭・地域・学校が情報を共有し、連携の強化 に努めます。
- ・幼保一元化の推進による就学前教育・保育の充実を図ります。

④ 母子保健・療育の充実

- ・命のはぐくみや母体の保護に対する深い認識を、思春期の頃から学校などの関係機関と連携して取り組むとともに、妊娠期から出産までの母体の安全確保や心理的支援体制の確立を図ります。また、不妊に悩む夫婦への支援を図ります。
- ・定期的な健康診査により発育発達を確認し、疾病の早期発見と早期 治療の勧奨、相談事業、食育等を通じた親と子の心身の健康づくり の支援に努めます。また、療育体制の充実に努めます。
- ・ノーマライゼーションの社会の実現に向けて、妊娠中の女性や子育 てをする親の現状を正しく認識し、社会全体で支援できるような体 制づくりや啓発に努めます。

⑤ 子育てにふさわしい生活環境の整備

- ・犯罪や虐待から子どもを守るために、地域社会が中心となって防犯 体制を確立します。また交通弱者である子どもの安全の確保や施設 等のバリアフリーの推進に努めます。
- ・性や暴力など、氾濫する有害な情報を子どもが入手しないような対策とともに、児童館や子育て支援センター、公園等健全で安全な遊び場等の確保を図ります。

- 〇 次世代育成支援行動計画(平成22~26年度)
- 乳幼児保育振興計画(平成21~26年度)
- 幼保一元化方針および幼稚園・保育所施設整備計画
- ほほえみやす21健康プラン(平成20~29年度)
- 食育推進計画(平成21~25年度)
- 教育振興基本計画(平成 23~27 年度)

〔人権・環境の視点と協働の手法〕

- ◎〈人権〉・子どもの権利が守られるよう、市民意識の啓発に努めます。特に保護者の意識啓発については重点的に取り組みます。
 - ・「人権教育基本方針」「人権保育基本方針」等に基づき、人権 学習の推進を積極的に図り、年少期からの人権意識の醸成に努め ます。
- ◎〈環境〉・子どもたちが野洲市の優れた自然環境のなかで育つことができるよう、地域での環境対策を推進するとともに、子どもたちが環境保全の担い手となるよう、環境教育の充実に努めます。
- ◎〈協働〉・地域における子育て支援活動を育成し、地域の子育て機能の 向上をめざします。

[関連する主要な計画]

- 〇 次世代育成支援行動計画
- 〇 地域福祉計画
- 〇 市民活動促進計画

〔主要データ・資料〕

【出生順位別母親の平均年齢(全国平均)の推移】(厚生労働省)

出生順位	昭和45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年
平均	27.5歳	27.4歳	28.1歳	28.6歳	28.9歳	29.1歳	29.6歳	30.4歳
第1子	25.6	25.7	26.4	26.7	27.0	27.5	28.0	29.1
第2子	28.3	28.0	28.7	29.1	29.5	29.8	30.4	31.0
第3子	30.6	30.3	30.6	31.4	31.8	32.0	32.3	32.6

【合計特殊出生率】(草津保健所)

		平成12年			平成13年			平成14年			平成15年			平成16年		
		合計特	出生数(出生数(率)		出生数(率)		合計特	出生数(率)		合計特	出生数(率)		合計特	出生数(率)	
		殊出生 率	実数	率	殊出生 率	実数	率	殊出生 率	実数	率	殊出生 率	実数	率	殊出生 率	実数	率
	野洲市	_	_	-	-	_	-	-	_	-	_	-	_	1.50	545	11.0
	中主町	1.51	120	9.9	1.33	105	8.7	1.57	123	10.1	1.47	116	9.5	-	-	_
	野洲町	1.53	422	11.7	1.47	412	11.3	1.41	403	10.9	1.38	395	10.7	-	_	_
	滋賀県	1.53	14,087	10.6	1.46	14,015	10.5	1.44	13,928	10.4	1.41	13,562	9.9	1.41	13,627	9.9
	全国	1.36	1,190,547	9.5	1.33	1,170,662	9.3	1.32	1,153,855	9.2	1.29	1,123,610	8.9	1.29	1,110,835	8.8

【妊娠順位別妊娠年齡推移】(健康推進課)

単位:人

										· <u> 4 · / \</u>	
		平	成14年	度		平成17年度					
	第1子	第2子	第3子	第4子~	計	第1子	第2子	第3子	第4子~	計	
~19歳	9	0	0	0	9	7	1	0	0	8	
20~24歳	53	20	2	0	75	44	20	0	0	64	
25~29歳	139	83	11	1	234	97	56	8	0	161	
30~34歳	62	67	25	3	157	69	99	26	4	198	
35歳~	13	16	7	4	40	21	27	19	3	70	
計	276	186	45	8	515	238	203	53	7	501	

【保育所の利用状況】(児童家庭課)

園	名	定員	O歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
	野洲第一保育園	150	1	11	18	32	40	42		144
	野洲第二保育園	90	1	10	10	17	16	25		79
公立	野洲第三保育園	60	2	7	8	12	15	19		63
77	三 上 保 育 園	60		3	4	12	20	19		58
	篠 原 保 育 園	80	1	7	7	19	22	27		83
	公立合計	440	5	38	47	92	113	132	0	427
	祇 王 明 照 保 育 園	120	3	15	18	31	33	32		132
	きたの保育園	80	4	14	18	15	17	15		83
私立	あやめ保育所	90	3	18	29	21	13	13		97
	しみんふくし保育の家	45	4	11	8	14	11	2		50
	私立合計	335	14	58	73	81	74	62	0	362
_	全体合計	775	19	96	120	173	187	194	0	789

※平成18年4月1日現在

【幼稚園就園状況】(学校基本調査)

	本務教職	員数(人)	幼児数(人)				
区分	本 務 教員数	本 務 職員数	総数	男	女		
野洲幼稚園	20	1	176	86	90		
北野幼稚園	8	1	100	44	56		
三上幼稚園	6	1	44	21	23		
祇王幼稚園	9	1	95	47	48		
篠原幼稚園	4	1	29	11	18		
中主幼稚園	38	1	318	169	149		

※平成17年5月1日現在